

28高建管第121号

平成28年5月9日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長
様

土 木 部 長

建設工事における社会保険等未加入対策について（通知）

このことについて、平成27年10月1日付27高建管第654号土木部長通知により取扱いを定めたところですが、平成28年6月1日施行の建設業法施行令の改正に伴い、特定建設業許可を有する工事の下請契約の合計額の下限額が改められたことから、本通知についても対象とする金額を改め、併せて「高知県が発注する建設工事における社会保険等未加入対策要領」として定めることとしましたので、通知します。

なお、これに伴い、契約書の標準書式が変更されますので、期日以降の契約にあたっては、留意してください。

高知県が発注する建設工事における社会保険等未加入対策要領

1 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等

高知県が発注する建設工事の入札公告、指名通知又は随意契約のための見積依頼を行うものにおいて、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、4,000万円以上（工事が建築一式工事の場合は6,000万円以上）となるものについては、原則として建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいう。以下同じ。）のうち、次の（1）から（3）までに定める届出の義務がありながらそれを履行していない者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を一次下請業者（受注者が当該建設業者と直接下請契約を締結するもの）とすることを認めないものとし、これを建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）において定めるものとする。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- （2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- （3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

なお、社会保険等未加入建設業者について、平成27年度以降の高知県建設工事競争入札参加資格審査においては、入札参加資格が認められないこととなっている。

また、建設業法第2条第3項に定める建設業者以外の者との一次下請に係る契約については、この措置の対象とはしないが、この通知の趣旨を踏まえ、適正な届出等の要請を行う等すること。

2 具体的手続

（1）一次下請業者の社会保険等加入の確認

監督職員（契約書第9条に定める監督職員をいう。以下同じ。）は、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとする。

なお、一次下請業者に係る施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」で「未加入」の項目がある場合に対象となるが、「未加入」と記載があっても、実際には「適用除外」の可能性もある（この場合は対象とならない）ので、受注者を通じ適正に確認を行うこと。

また、受注者等から加入に係る問い合わせがあった場合には、発注者においては具体的な判断をせず、必ず日本年金機構の事務所又は所管の労働局等に確認するよう依頼すること。

（2）一次下請業者が社会保険等未加入建設業者であった場合の対応

ア 監督職員は、当該下請契約の契約書及び施工体制台帳（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下「下請契約書等」という。）の写しを添付したものにより、事業担当機関（監督職員の所属をいう。以下同じ。）の長から契約担当機関（当該契約に係る事務を行う所属の契約担当部署）に対し、契約違反のおそれが発生した旨を報告するものとする（様式1）。

なお、事業担当機関と契約担当機関が同一の所属であって、様式1を省略するとき、次項様式2の決裁にあたっては、下請契約書及び施行体制台帳等の写しを添付すること。

イ 契約担当機関は、様式1の報告を受けた場合には、受注者に対し、社会保険等未加入建設業者の社会保険等への加入要請と、社会保険等未加入建設業者であるにもかかわらず契約を締結した具体的な理由を記載した書面（以下「理由書面」という。）を速やかに契約担当機関に提出するよう通知する（様式2）。

ウ その後、受注者からの理由書面（様式3。ただし、これに準じた内容が記載されているものであれば、必ずしも様式3によらなくても差し支えない。）が提出されたときは、契約担当機関は、事業担当機関の長及び本課の事業主管課の長（事業主管課長等という。以下同じ。）に通知する（様式4）。

オ 事業担当機関の長は、理由書面に記載された事項の詳細について、必要に応じて受注者へのヒアリングの実施などにより、社会保険等未加入につき特別の事情（緊急やむを得ない事情又は特殊技術等を有する等により、当該社会保険等未加入建設業者との下請契約を締結しなければ契約の目的を達することが困難であることが明らかな場合）に該当するか否かを決定し、このとき、決定にあたっては、事業主管課長等と協議すること。

また、決定の結果は、契約担当機関に通知する（様式9の写しの送付）。

なお、指定した期限までに理由書面が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えない。

カ なお、確認の過程において、社会保険未加入建設業者とされたものが、適用除外であったこと等によりそれに該当しないと判明した場合は、その旨を契約担当機関に通知する（様式8）。

（3）受注者に対する制裁金請求の事前通知等

ア 特別の事情を有しないと認めた場合

契約担当機関は、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由又は様式6により定めた期限以降もなお未加入の状態である場合には、契約書の規定に基づく制裁金を請求することとなる旨を受注者に対し通知する（様式5）。

契約担当機関と事業担当機関の所属が異なるときは、様式5の写しを事業担当機関の長に送付する。

イ 特別の事情を有すると認めた場合

契約担当機関は、受注者に対し、特別の事情を有すると認めた旨とともに、一定の期間を指定して（注）、当該期間内に当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行して確認書類を提出すること、当該期間内に受注者から確認書類が提出され

なかった場合には、アに規定する額について制裁金を請求することとなる旨を受注者に対し通知する（様式6）。併せて、監督職員にも通知をした旨周知すること。

工期内かつ確認書類の提出期限後においても工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員から手続の状況確認及び督促を行い、なお改善が見られない場合には、受注者に対し様式5を送付すること。

（注）ここで指定する一定の期間については、原則として発注者として本来下請業者が負担すべき社会保険料等を含めた請負代金を受注者に対して支払う契約を締結していることを勘案し、未加入である社会保険等の加入手続に最低限必要な期間を確保する観点から設定することとし、いたずらに長期にわたるような期間としないこと。

ウ 建設管理課（建設業振興担当）への通知

契約担当機関は、前記ア又はイの措置をしたときは、それぞれ建設管理課（建設業振興担当）にその旨を通知する（様式7）。

（4）工事施工中の対応

ア 社会保険等未加入建設業者に対する加入指導

建設管理課（建設業振興担当）は、社会保険未加入建設業者に関し様式7による通知を受けたときは、必要な機会を捉えて、当該社会保険未加入建設業者に対し、社会保険等の加入に関し指導を行うものとする。

（5）工事完了以降の対応

工事が完了し、下請金額が確定した時点をもって、以下の対応を行うものとする。

ア 制裁金の請求

工事完了後、事業実施機関の長は、施工体制台帳を含む最終の下請施工通知の写しを契約担当機関に送付する。

契約担当機関は、送付された下請施工通知の写しにより、当該工事に係る下請契約の額が要件を満たすことを確認する。併せて、受注者と社会保険等未加入建設業者との一次下請業者の最終下請金額を確認し、その1/10を制裁金（歳入科目は違約金及び延納利息とする。）として収入調定のうえ納入通知書を発行し、受注者に送付する。

また、契約書第7条の2第1項に違反したため指名停止の対象となることを、建設管理課（建設業振興担当）に様式7を送付して通知する（「3 状況」は（4）とする）。このとき、様式7は「指名停止事項該当業者報告書（高知県建設工事指名停止措置要領の取扱い・第2号様式）」に代わるものとし、このときの指名停止措置要件は、別表第1に掲げる「契約違反」とする。

なお、最終下請金額を確認する時点までに、下請金額が所定の額を下回った等によりこの措置の対象工事とならないこととなった場合は、当該契約について、制裁金は請求せず、ま

た、指名停止事項にも該当しないものとするが、このときも建設管理課（建設業振興担当）に様式7を送付すること（「3 状況」は（5）とする）。

【制裁金の請求額】

$$P = C \times 0.1$$

P：制裁金の額

C：受注者と社会保険等未加入建設業者との一次下請契約に係る請負代金額（※）

（※）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第13条の規定に基づき受注者から最終的に提出された下請契約書に記載された請負代金の額とする。

イ 指名停止措置

建設管理課（建設業振興担当）は、前記アにより様式7又は指名停止事項該当業者報告書を受け取ったときは、高知県建設工事指名停止措置要綱に基づき、指名停止措置を行うものとする。

ウ 工事成績評定の減点措置

工事成績評定において別途対応を定め、減点の措置を行う。

3 施行期日

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

なお、同日以前に締結した契約において契約書第7条の2の定めがある場合の「工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）」について、施行日以降は、この要領で定める金額に読み替えるものとする。

(契約担当機関の長) 様

(事業担当機関の長)

一次下請業者の社会保険等未加入について (通知)

このことについて、下記 1 の工事に関し施工体制台帳を確認した結果、下記 2 のとおり社会保険等未加入建設業者との下請契約が判明しましたので、報告します。

記

1 工事名等

工事番号	
工事名	
契約年月日	平成 年 月 日
受注者名称 (所在地)	
現在の契約金額	円
現在の下請代金総額	円

2 該当する一次下請業者

名称 (所在地)	
現在の下請代金額	

(注) 当該下請契約に係る施工体制台帳の写しを添付する。

(受注者名)
(代表者職氏名) 様

高 知 県 知 事

一次下請業者の社会保険等未加入に係る理由の提出について（通知）

このことについて、下記 1 の工事に関し施工体制台帳を確認した結果、下記 2 の者との下請契約については、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に反するおそれがあります。

については、下請契約の相手方に対し、社会保険等の適正な加入を要請する等により、社会保険等未加入の状態を解消していただくとともに、同条の 2 第 2 項の規定に基づき、下記 3 の期日までに、当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面（以下「理由書面」という。）を提出してください。

なお、期日までに理由書面の提出がない場合又は理由書面の提出があっても、当該下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情があることが発注者において認められず、当該下請契約の相手方に社会保険等未加入の状態が継続している場合には、契約書に基づき所定の措置を行うこととなりますので、通知します。

記

1 工事名等

工事番号	
工事名	
契約年月日	平成 年 月 日
現在の契約金額	円
現在の下請代金総額	円

2 該当する一次下請契約の相手方

名称 (所在地)	
現在の下請代金額	

3 理由書面提出期日 平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

(受注者) 名称・商号及び代表者名 印

一次下請業者の社会保険等未加入に係る理由申立書

下記1の工事について、受注者が直接下請契約を締結する場合の相手方（以下「一次下請業者」という。）の社会保険等未加入に関し、下記のとおり申立てます。

記

1 工事名等

工事番号	
工事名	
契約年月日	平成 年 月 日
現在の契約金額	円
現在の下請代金総額	円

2 該当する一次下請業者

名称 (所在地)	
現在の下請代金額	円

3 当該下請契約を締結した具体的な理由

(事業主管課長等) 様

(契約担当機関の長)

一次下請業者の社会保険等未加入に係る理由申立書（写し）の送付について

平成 年 月 日付（文書番号）で通知のあったこのことについて、受注者から理由書の提出がありましたので、写しを送付します。

記

1 工事名等

工事番号	
工事名	
契約年月日	平成 年 月 日
現在の契約金額	円
現在の下請代金総額	円

2 該当する一次下請業者

名称 (所在地)	
現在の下請代金額	円

3 理由書の写し 別添のとおり

(※受注者から提出された様式3（理由書）の写しを添付する。)

(受注者商号及び代表者名) 様

高知県知事 ○○ ○○

一次下請業者の社会保険等未加入に係る取扱いについて (通知)

下記 1 の工事に係る下記 2 の者との一次下請契約について、(※様式 2 の文書日付および文書番号) で通知したところですが、下記 3 のとおり、一次下請業者の社会保険等未加入がやむを得ないものとは認められません。

については、建設工事請負契約書 (以下「契約書」という。) 第 7 条の 2 第 1 項の規定に反するものとして、契約書第 7 条の 2 の規定により、別途制裁金を請求することとなる見込みですので、通知します。

なお、下請契約の請負代金の総額が契約書に定める額を下回るようになったときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨を申し出てください。

記

1 工事名等

工事番号	
工事名	
契約年月日	平成 年 月 日
現在の契約金額	円
現在の下請代金総額	円

2 該当する一次下請業者

名称 (所在地)	
現在の下請代金額	円

3 理由 【例示】

- ・必ずしも当該下請業者でなければ本工事を施工できないとは認められないため
- ・○○機械については、必ずしも特殊なものではないため
- ・当該下請業者が社会保険等に加入した事実を確認できる書類の提出が、期限までになかったため

(注) 様式 6 の提出後、期限までに必要書類の提出がなかった場合は、本文中の (※様式 2 の文書日付および文書番号) は様式 6 のものを記載し、「3 理由」欄を「当該下請業者が社会保険等に加入した事実を確認できる書類の提出が、期限までになかったため」とすること。

(受注者商号及び代表者名) 様

高知県知事 ○○ ○○

一次下請業者の社会保険等未加入に係る取扱いについて

下記1の工事について、下記2の社会保険等未加入に係る理由の申立書を平成 年 月 日に受け、内容を確認したところ、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第7条の2第2項に定める特別な事情があるものと認めますので、通知します。

なお、今後は下記3のとおり対応してください。

また、下請契約の請負代金の総額が契約書に定める額を下回ることになったときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨を申し出てください。

記

1 工事名等

工事番号	
工事名	
契約年月日	平成 年 月 日
現在の契約金額	円
現在の下請代金総額	円

2 該当する一次下請業者

名称 (所在地)	
現在の下請代金額	円

3 一次下請業者に係る社会保険等未加入に対する措置について

- (1) 受注者は、一次下請業者に対し、社会保険等未加入の状態を解消するよう措置すること。
- (2) 受注者は、一次下請業者の社会保険等未加入の状態が解消された場合は、それが確認できる書類（以下「確認書類」という。）を 年 月 日までに発注者に提出すること。
- (3) 確認書類について期限までに提出がない場合には、契約書第7条の2に定める制裁金を請求することとなること。

建設管理課長 様
(建設業振興担当扱い)

(契約担当機関の所属長)

下請業者の社会保険等未加入について (通知)

このことについて、下記 1 の工事について、下記 2 のとおり社会保険等未加入業者との下請契約が判明し、その状況は下記 3 のとおりですので、通知します。

記

1 工事名等

工事番号	
工事名	
契約年月日	平成 年 月 日
受注者名称 (所在地)	
現在の契約金額	円
現在の下請代金総額	円

2 該当する下請業者

名称 (所在地)	
下請契約の状況 (いずれかに○)	一次下請 ・ その他
現在の下請代金額 (一次下請の場合のみ記載)	円

3 状況 (いずれかに○をすること。)

- (1) 2 について、社会保険未加入の状態であること。
- (2) 2 について、一次下請でかつ社会保険等未加入の状態であるが、やむを得ないものであると判断し、受注者に対し是正を要請したこと。(※様式 6 の写しを添付する。)
- (3) 2 について、一次下請でかつ社会保険等未加入の状態であり、建設工事請負契約書第 7 条の 2 に反するものとなる見込みであること。(※様式 5 の写しを添付する。)
- (4) 建設工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項に違反したことに伴い、指名停止措置の対象となること。(※制裁金を請求した収入調定書の写しを添付する。)
- (5) 契約書第 7 条の 2 に定める工事でなくなったこと。

(契約担当機関の長) 様

(事業主管課長等)

一次下請業者の社会保険等未加入について (通知)

このことについて、下記 1 の工事に関し、下記 2 のとおり社会保険等未加入建設業者との下請契約があるとしていましたが、確認の結果、下記 2 について、社会保険等未加入建設業者でないことが明らかになりましたので、通知します。

記

1 工事名等

工事番号	
工事名	
契約年月日	平成 年 月 日
受注者名称 (所在地)	
現在の契約金額	円
現在の下請代金総額	円

2 該当する一次下請業者

名称 (所在地)	
現在の下請代金額	

(注) 当該下請契約に係る施工体制台帳の写しを添付する。

様式9（参考様式）

社会保険等未加入建設者に関する聞取り表

対象工事（工事番号・工事名）	
受注者名称	
社会保険等未加入建設者の名称	

聞取年月日・時間	
聞取り場所	
聞取り実施者（発注者）	
聞取り対応者（受注者）	
一次下請業者の 社会保険等未加入理由	
社会保険等未加入にもかかわらず契約した理由	
その他特記事項	
判定	<p style="text-align: center;">やむを得ないものと認める ・ 認められない</p> <p style="text-align: center;">〔 理由 〕</p>

新 旧 対 照 表

新（高知県が発注する建設工事における社会保険等未加入対策要領）	旧（平成27年10月1日付27高建管第654号土木部長通知）
<p>(通知文 省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>高知県が発注する建設工事における社会保険等未加入対策要領</u></p> <p>1 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等</p> <p><u>高知県が発注する建設工事の入札公告、指名通知又は随意契約のための見積依頼を行うもの</u>において、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、<u>4,000万円以上</u>（工事が建築一式工事の場合は<u>6,000万円以上</u>）となるものについては、原則として建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいう。以下同じ。）のうち、次の（1）から（3）までに定める届出の義務がありながらそれを履行していない者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を一次下請業者（受注者が当該建設業者と直接下請契約を締結するもの）とすることを認めないものとし、これを建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）において定めるものとする。</p> <p>（1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</p> <p>（2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</p> <p>（3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</p> <p>なお、社会保険等未加入建設業者について、平成27年度以降の高知県建設工事競争入札参加資格審査においては、入札参加資格が認められないこととなっている。</p> <p>また、建設業法第2条第3項に定める建設業者以外の者との一次下請に係る契約については、この措置の対象とはしないが、この通知の趣旨を踏まえ、適正な届出等の要請を行う等すること。</p> <p>3 施行期日</p> <p><u>この要領は、平成28年6月1日から施行する。</u></p> <p><u>なお、同日以前に締結した契約において契約書第7条の2の定めがある場合の「工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）」について、施行日以降は、この要領で定める金額に読み替えるものとする。</u></p>	<p>(通知文 省略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等</p> <p><u>平成27年10月1日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積依頼を行う工事</u>において、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、<u>3,000万円以上</u>（工事が建築一式工事の場合は<u>4,500万円以上</u>）となるものについては、原則として建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいう。以下同じ。）のうち、次の（1）から（3）までに定める届出の義務がありながらそれを履行していない者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を一次下請業者（受注者が当該建設業者と直接下請契約を締結するもの）とすることを認めないものとし、これを建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）において定めるものとする。</p> <p>（1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</p> <p>（2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</p> <p>（3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</p> <p>なお、社会保険等未加入建設業者について、平成27年度の高知県建設工事競争入札参加資格審査においては、入札参加資格が認められないこととなっている。</p> <p>また、建設業法第2条第3項に定める建設業者以外の者との一次下請に係る契約については、この措置の対象とはしないが、この通知の趣旨を踏まえ、適正な届出等の要請を行う等すること。</p>

新（高知県が発注する建設工事における社会保険等未加入対策要領）	旧（平成27年10月1日付27高建管第654号土木部長通知）
<p>様式</p> <p>様式5</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(受注者商号及び代表者名) 様</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 ○○ ○○</p> <p style="text-align: center;">一次下請業者の社会保険等未加入に係る取扱いについて（通知）</p> <p>下記1の工事に係る下記2の者との一次下請契約について、(※様式2の文書日付および文書番号)で通知したところですが、下記3のとおり、一次下請業者の社会保険等未加入がやむを得ないものとは認められません。</p> <p>ついては、<u>建設工事請負契約書</u>（以下「契約書」という。）第7条の2第1項の規定に反するものとして、契約書第7条の2の規定により、別途制裁金を請求することとなる見込みですので、通知します。</p> <p>なお、下請契約の請負代金の総額が<u>契約書に定める額を下回る</u>ことになったときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨を申し出てください。</p> <p>(記以下省略)</p> <p>様式6</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(受注者商号及び代表者名) 様</p>	<p>様式</p> <p>様式5</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(受注者商号及び代表者名) 様</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 ○○ ○○</p> <p style="text-align: center;">一次下請業者の社会保険等未加入に係る取扱いについて（通知）</p> <p>下記1の工事に係る下記2の者との一次下請契約について、(※様式2の文書日付および文書番号)で通知したところですが、下記3のとおり、一次下請業者の社会保険等未加入がやむを得ないものとは認められません。</p> <p>ついては、<u>工事請負契約書</u>（以下「契約書」という。）第7条の2第1項の規定に反するものとして、契約書第7条の2の規定により、別途制裁金を請求することとなる見込みですので、通知します。</p> <p>なお、下請契約の請負代金の総額が<u>3,000万円未満（建築一式工事の場合は4,500万円未満）</u>になったときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨を申し出てください。</p> <p>(記以下省略)</p> <p>様式6</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(受注者商号及び代表者名) 様</p>

新（高知県が発注する建設工事における社会保険等未加入対策要領）	旧（平成27年10月1日付27高建管第654号土木部長通知）
<p style="text-align: center;">高知県知事 ○○ ○○</p> <p style="text-align: center;">一次下請業者の社会保険等未加入に係る取扱いについて</p> <p>下記1の工事について、下記2の社会保険等未加入に係る理由の申立書を平成 年 月 日に受け、内容を確認したところ、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第7条の2第2項に定める特別な事情があるものと認めますので、通知します。</p> <p>なお、今後は下記3のとおり対応してください。</p> <p>また、下請契約の請負代金の総額が<u>契約書に定める額を下回る</u>ことになったときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨を申し出てください。</p> <p>（記以下省略）</p>	<p style="text-align: center;">高知県知事 ○○ ○○</p> <p style="text-align: center;">一次下請業者の社会保険等未加入に係る取扱いについて</p> <p>下記1の工事について、下記2の社会保険等未加入に係る理由の申立書を平成 年 月 日に受け、内容を確認したところ、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第7条の2第2項に定める特別な事情があるものと認めますので、通知します。</p> <p>なお、今後は下記3のとおり対応してください。</p> <p>また、下請契約の請負代金の総額が<u>3,000万円未満（建築一式工事の場合は4,500万円未満）</u>になったときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨を申し出てください。</p> <p>（記以下省略）</p>